

保医発 0327 第 10 号  
令和 5 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

### 歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について

標記について、下記のとおり定めることとしたので、関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（令和 4 年 9 月 28 日保医発 0928 第 2 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止する。

また、令和 5 年 3 月診療分以前の診療報酬明細書の請求において、審査支払機関からの返戻等による請求遅れ分等については、従前の略称を使用して差し支えない。

### 記

#### 1 傷病名について

項目	略称
単純性歯肉炎	単G
複雑性歯肉炎	複G
増殖性歯肉炎	増G
潰瘍性歯肉炎	潰G
壞疽性歯肉炎	壞G

肥大性歯肉炎	G
慢性歯周炎（軽度）	P <sub>1</sub>
慢性歯周炎（中等度）	P <sub>2</sub>
慢性歯周炎（重度）	P <sub>3</sub>
智歯周囲炎	P e r i o
急性歯周炎・慢性辺縁性歯周炎の急性発作	P急発
急性単純性歯髓炎	单P u l
急性化膿性歯髓炎	急化P u l
慢性潰瘍性歯髓炎	潰P u l
慢性増殖性歯髓炎	增P u l
慢性壊疽性歯髓炎	壊P u l
カリエスのない歯髓炎	P u l
歯髓壊疽	P u エツ
歯髓壊死	P u エシ
急性単純性根尖性歯周炎	急单P e r
急性化膿性根尖性歯周炎	急化P e r
慢性化膿性根尖性歯周炎	慢化P e r
エナメル質初期う蝕	C e
2次う蝕によるう蝕症第1度	C <sub>1</sub> 〃
2次う蝕によるう蝕症第2度	C <sub>2</sub> 〃
2次う蝕によるう蝕症第3度	C <sub>3</sub> 〃
残根	C <sub>4</sub>
初期の根面う蝕	根C
口腔褥瘍性潰瘍	D u l
口内炎	S t o m
口腔粘膜炎	O M u c o
歯槽骨銳縁	S c h A
象牙質知覚過敏症	H y s
咬耗症	A t t
磨耗症	A b r
酸蝕症	E r o
歯肉膿瘍	G A
歯槽膿瘍	A A
歯根囊胞	W Z

歯石沈着症	Z S
歯ぎしり	B r x
乳歯晚期残存	R D T
歯の脱臼	L u x
口角びらん	A n g
口腔の色素沈着症	P i g
骨瘤	T o r
埋伏歯	R T
半埋伏歯	H R T
完全埋伏歯	C R T
水平智歯	H E T
水平埋伏智歯	H I T
捻転歯	R O T
過剰歯	S N T
エナメル質形成不全	E H p
歯（の破）折	F r T
永久歯萌出不全	I P T
舌炎	G l s
欠損歯（欠如歯）	M T
咬合異常	M a l
歯質くさび状欠損	W S D
破損（破折）	ハセツ
脱離	ダツリ
不適合	フテキ
睡眠時無呼吸症候群	S A S

(注) ハセツ、ダツリ又はフテキを接尾語とする場合は、ジャケット冠脱落を「J C ダツリ」のように連結して使用して差し支えない。

項目	略称
歯科初診料	初診又は歯初診
歯科初診料 注 1	初診（注 1）又は歯初診（注 1）
地域歯科診療支援病院歯科初診料	病初診
乳幼児加算	乳
歯科診療特別対応加算	特
初診時歯科診療導入加算	特導
歯科診療特別対応連携加算	特連
歯科診療特別対応地域支援加算	特地
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	医シA
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	医シB
<u>医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 の特例の点数（令和 5 年 12 月 31 日までの診 療分に限る）</u>	<u>医シA（特）</u>
<u>医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 (令和 5 年 12 月 31 日までの診療分に限る)</u>	<u>医シC</u>
歯科再診料	再診又は歯再診
歯科再診料 注 1	再診（注 1）又は歯再診（注 1）
地域歯科診療支援病院歯科再診料	病再診
明細書発行体制等加算	明細
歯科外来診療環境体制加算 1	外来環 1
歯科外来診療環境体制加算 2	外来環 2
再診時歯科外来診療環境体制加算 1	再外来環 1
再診時歯科外来診療環境体制加算 2	再外来環 2
地域歯科診療支援病院入院加算	地歯入院

### 3 医学管理等について

項目	略称
歯科疾患管理料	歯管
文書提供加算	文
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所	か強診

フッ化物洗口指導加算	F洗
エナメル質初期う蝕管理加算	初期う蝕
総合医療管理加算	総医
長期管理加算	長期
小児口腔機能管理料	小機能
口腔機能管理料	口機能
周術期等口腔機能管理計画策定料	周計
周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）	周Ⅰ
周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）	周Ⅱ
周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）	周Ⅲ
歯科衛生実地指導料 1	実地指 1
歯科衛生実地指導料 2	実地指 2
歯周病患者画像活用指導料	P 画像
歯科特定疾患療養管理料	特疾管
歯科治療時医療管理料	医管
薬剤情報提供料	薬情
薬剤総合評価調整管理料	薬総評管
診療情報提供料（Ⅰ）	情Ⅰ
診療情報提供料（Ⅱ）	情Ⅱ
連携強化診療情報提供料	連情
電子的診療情報評価料	電診情評
診療情報連携共有料	情共
新製有床義歯管理料	義管
広範囲顎骨支持型補綴物管理料	特イ管

#### 4 在宅医療について

項目	略称
歯科訪問診療 1	訪問診療 1
歯科訪問診療 2	訪問診療 2
歯科訪問診療 3	訪問診療 3
歯科訪問診療料 注13（イ 初診時）	歯訪診(初)
歯科訪問診療料 注13（ロ 再診時）	歯訪診(再)

歯科訪問診療補助加算（イの(1) 同一建物居住者以外の場合）	訪補助イ（1）
歯科訪問診療補助加算（イの(2) 同一建物居住者の場合）	訪補助イ（2）
歯科訪問診療補助加算（ロの(1) 同一建物居住者以外の場合）	訪補助ロ（1）
歯科訪問診療補助加算（ロの(2) 同一建物居住者の場合）	訪補助ロ（2）
在宅歯科医療推進加算	在推進
歯科訪問診療移行加算	訪移行
通信画像情報活用加算	I C T 加算
訪問歯科衛生指導料（1 単一建物診療患者が1人の場合）	訪衛指1
訪問歯科衛生指導料（2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合）	訪衛指2
訪問歯科衛生指導料（3 1及び2以外の場合）	訪衛指3
歯科疾患在宅療養管理料	歯在管
文書提供加算	文
栄養サポートチーム等連携加算1	N S T 1
栄養サポートチーム等連携加算2	N S T 2
在宅総合医療管理加算	在歯総医
在宅療養支援歯科診療所1	歯援診1
在宅療養支援歯科診療所2	歯援診2
在宅患者歯科治療時医療管理料	在歯管
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	訪問口腔リハ
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	小訪問口腔リハ
小児栄養サポートチーム等連携加算1	小N S T 1
小児栄養サポートチーム等連携加算2	小N S T 2

項目	略称
電気的根管長測定検査	E M R
細菌簡易培養検査	S 培
歯周基本検査	P 基検
歯周精密検査	P 精検
混合歯列期歯周病検査	P 混検
歯周病部分的再評価検査	P 部検
口腔細菌定量検査	口菌検
ポケット測定検査	E P P
顎運動関連検査	顎運動
歯冠補綴時色調採得検査	色調
チェックバイト	C h B
ゴシックアーチ	G o A
パントグラフ描記法	P t g
有床義歯咀嚼機能検査（1のイ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合）	咀嚼機能 1 イ
有床義歯咀嚼機能検査（1のロ 咀嚼能力測定のみを行う場合）	咀嚼機能 1 ロ
有床義歯咀嚼機能検査（2のイ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合）	咀嚼機能 2 イ
有床義歯咀嚼機能検査（2のロ 咬合圧測定のみを行う場合）	咀嚼機能 2 ロ
咀嚼能力検査	咀嚼能力
咬合圧検査	咬合圧
小児口唇閉鎖力検査	小口唇
舌圧検査	舌圧
精密触覚機能検査	精密触覚
睡眠時歯科筋電図検査	歯筋電図
接触面の歯間離開度検査	C T
総義歯（局部義歯）の適合性検査	F D (P D) - F i t
Caries Activity Test	C A T
歯髄電気検査	E P T

## 6 画像診断について

項目	略称
エックス線撮影 X-R a y	X線
歯科用 X線フィルム (標準型)	X-R a y (D)
咬翼型	X-R a y (BW)
咬合型	X-R a y (O)
小児型	X-R a y (P)
全顎※枚法	X-R a y (全※)
片顎※枚法	X-R a y (片※)
歯科用 3 次元断層撮影	歯C T
歯科画像診断管理加算 1	画診加 1
歯科画像診断管理加算 2	画診加 2
遠隔画像診断	遠画診

## 7 リハビリテーションについて

項目	略称
歯科口腔リハビリテーション料 1 (1 有床義歯の場合)	歯リハ 1 (1)
歯科口腔リハビリテーション料 1 (2 舌接触補助床の場合)	歯リハ 1 (2)
歯科口腔リハビリテーション料 1 (3 その他の場合)	歯リハ 1 (3)
歯科口腔リハビリテーション料 2	歯リハ 2

## 8 処置について

項目	略称
う蝕処置	う蝕
咬合調整	咬調

歯髓保護処置	P C a p
歯髓温存療法	A I P C
直接歯髓保護処置	直保護、直覆又は直P C a p
間接歯髓保護処置	間保護、間覆又は間P C a p
象牙質レジンコーティング	R コート
知覚過敏処置	H y s 処
う蝕薬物塗布処置	サホ塗布
初期う蝕早期充填処置	填塞又はシーラント
生活歯髓切断	生切
失活歯髓切断	失切
麻酔抜髓	麻拔
感染根管処置	感根処
根管貼薬処置	根貼又はR C T
根管拡大	拡大
根管形成	R C P
根管充填	根充又はR C F
加圧根管充填処置	C R F
手術用顎微鏡加算	手顎微加
N i —T i ロータリーファイル加算	N R F
抜髓と同時の根管充填	抜髓即充
感染根管処置と同時の根管充填	感根即充
歯周病処置	P 処 (糖尿病を有する患者に使用する場合) P 処 (糖)
歯石除去	除石
スケーリング	S C
スケーリング・ルートプレーニング	S R P
歯周病定期治療	S P T
歯周病重症化予防治療	P 重防
暫間固定	T F i x
口腔内装置	O A p
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置	S A S — O A p
舌接触補助床	P A P
口腔内装置調整 (イ 睡眠時無呼吸症候群	O A p 調 (イ)

の治療法としての咬合床の場合)	
口腔内装置調整（口 歯ぎしりに対する口腔内装置の場合）	O A p 調（口）
口腔内装置調整（ハ イ及びロ以外の場合）	O A p 調（ハ）
口腔内装置修理	O A p 修
根管内異物除去	R B I
有床義歯床下粘膜調整処置又はティッシュコンディショニング	T. コンデ又はT. c o n d
周術期等専門的口腔衛生処置 1	術口衛 1
周術期等専門的口腔衛生処置 2	術口衛 2
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	在口衛
口腔粘膜処置	口処
機械的歯面清掃処置	歯清
非経口摂取患者口腔粘膜処置	非経口処
フッ化物歯面塗布処置	F 局

## 9 手術について

項 目	略 称
拔歯手術	拔歯又はT. E X T
歯根端切除手術	根切
歯根端切除手術（歯科用 3 次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合）	根切顕微
歯槽骨整形手術	A E c t
歯周ポケット搔爬術	搔爬術又はソウハ術
歯肉切除手術	G E c t
歯肉剥離搔爬手術	F O p
歯周組織再生誘導手術	G T R
歯肉弁根尖側移動術	A P F
歯肉弁歯冠側移動術	C P F
歯肉弁側方移動術	L P F

遊離歯肉移植術	F G G
手術時歯根面レーザー応用加算	手術歯根
歯肉移植術	G p 1
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	特イ術
広範囲顎骨支持型装置搔爬術	特イ搔
レーザー機器加算 1	レ機加 1
レーザー機器加算 2	レ機加 2
レーザー機器加算 3	レ機加 3

## 10 麻酔について

項目	略称
表面（在）麻酔	O A
吸入鎮静法	I S
静脈内鎮静法	静鎮
歯科麻酔管理料	歯麻管

## 11 歯冠修復及び欠損補綴について

項目	略称
補綴時診断料	補診
クラウン・ブリッジ維持管理料	補管又は維持管
広範囲顎骨支持型補綴診断料	特イ診
歯冠形成	P Z (例) 生活歯歯冠形成 生 P Z 失活歯歯冠形成 失 P Z
窩洞形成	K P
根面形成	P W
う蝕歯即時充填形成	充形
う蝕歯無痛的窩洞形成加算	う蝕無痛
う蝕歯インレー修復形成	修形
支台築造 間接法	ファイバー(間)

(ロ ファイバーポストを用いた場合)	
支台築造 直接法	ファイバー(直)
(イ ファイバーポストを用いた場合)	
印象採得	i m p
単純印象	単 i m p 又は S — i m p
連合印象	連 i m p 又は C — i m p
咬合圧印象	咬 i m p 又は B — i m p
機能印象	機 i m p 又は F — i m p
テンポラリークラウン	T e C
装着	s e t
咬合採得	B T
仮床試適	T F
グラスアイオノマーセメント充填	グセ充
光重合型複合レジン	光C R充
金属歯冠修復	M C
四分の三冠	3 / 4 C r o
五分の四冠	4 / 5 C r o
全部金属冠	F M C
チタン冠	T i C
根面板	R C
レジン前装金属冠	前装M C 又はゼンソウM C
レジン前装チタン冠	前装T i C 又はゼンソウT i C
レジンインレー	R I n
硬質レジンジャケット冠	H J C
C A D / C A M 冠	歯C A D
C A D / C A M インレー	C A D I n
小児保険装置	保険
ブリッジ	B r
ポンティック	P o n
高強度硬質レジンブリッジ	H R B r
総義歯	F D
局部義歯	P D
鉤	C l
コンビネーション鉤	コンビC l

磁石構造体	マグ
キー一付き根面板	R C K
間接支台装置	間支
広範囲顎骨支持型補綴	特イ補
有床義歯修理	床修理
歯科技工加算 1	歯技工 1
歯科技工加算 2	歯技工 2
	(注) 有床義歯内面適合法(軟質 材料を用いる場合)の歯科技 工加算 1 及び歯科技工加算 2 についても、同じ略称を使用 して差し支えない。
有床義歯内面適合法(硬質材料を用いる場 合)	床裏装(硬)又は床適合(硬)
有床義歯内面適合法(軟質材料を用いる場 合)	床裏装(軟)又は床適合(軟)
歯冠補綴物修理	P r o 修理
広範囲顎骨支持型補綴物修理	特イ修
未装着	未
	(注) 金属歯冠修復及び充填に当 たって、修復形態の表示は 「O M · O B · M O D 等」と 歯面部位で記載して差し支え ない。

## 12 その他について

項目	略称
カルボキシレートセメント	カセ
複合レジン	C R
グラスアイオノマーセメント	グセ
仮着用セメント	仮セ
ユージノールセメント	E Z

エナメルエッチング法	E E
エナメルポンディング法	E B
上顎	U P
下顎	L W
	(注) U P 又は L W を接尾語とする場合は、上顎総義歯を「U P - F D」のように一でつないで使用しても差し支えない。
テラ・コートリル軟膏	T K パスタ
ヒノボロン口腔用軟膏	H P パスタ
プレステロン「歯科用軟膏」	P S パスタ
歯科用貼布剤	A f
クレオドンパスタ	G u パスタ
歯科用モルホニン	M H
テトラサイクリンプレステロン軟膏	T C P S パスタ
カートリッジ	C t
歯科用（口腔用）アフタゾロン	A F S
キヤナルス	C a N
カルビタール	C V
ネオクリーナー「セキネ」	N C
ペリオドン	P O
歯肉包帯	G B d
歯肉圧排	圧排
歯肉整形術	G P
食片圧入	F o o d . I
ガッタパーチャポイント	G. ポイント
プラーケコントロール	プラーケ. C 又は プラコン

なお、診療報酬明細書の傷病名欄の記載は、別添に示すものにつき使用して差し支えない。

別添

エナメル質初期う蝕	C e
う蝕症第1度 う蝕症第2度 う蝕症第2度単純性歯髓炎 う蝕症第3度	} C
初期の根面う蝕	根C
う蝕症第3度急性化膿性歯髓炎 う蝕症第3度慢性潰瘍性歯髓炎 う蝕症第3度慢性増殖性歯髓炎 う蝕症第3度慢性壊疽性歯髓炎 カリエスのない歯髓炎	} P u l
う蝕症第3度急性化膿性根尖性歯周炎 う蝕症第3度慢性化膿性根尖性歯周炎 う蝕症第3度急性単純性根尖性歯周炎	} P e r
う蝕症第3度歯髓壊死 う蝕症第3度歯髓壊疽	P u エシ P u エソ
慢性歯周炎（軽度） 慢性歯周炎（中等度） 慢性歯周炎（重度）	} P
単純性歯肉炎	G